

臨床研究法を遵守して行う臨床研究数

定 義

「新規試験件数」と、調査対象年度以前に開始し、期間内も継続して実施した「継続試験件数」の合計です。自施設の研究者が主導して行う臨床研究（単施設試験を含む）と、従として行う臨床研究の合計件数とします。

算 式

実数

当院の値（調査期間）

R3年度	179 件（年間）
R2年度	177 件（年間）
R1年度	148 件（年間）
H30年度	119 件（年間）

項目の解説

臨床研究法上の臨床研究は、医薬品、医療機器、再生医療等製品を人に対して用いることにより、これらの有効性や安全性を明らかにする研究と定義されています。このような臨床研究に組み、よりよい医療のためのエビデンスを構築することは、国立大学病院の社会的責任の一つでもあります。「臨床研究法を遵守して行う臨床研究数」は、各国立大学病院における利益相反管理などの体制整備下、施行規則などを遵守して適正に臨床研究が行われていることを評価する指標になります。

なお、臨床研究法が平成30年4月に施行されたため、平成30年度以降の数値を提示しております。